

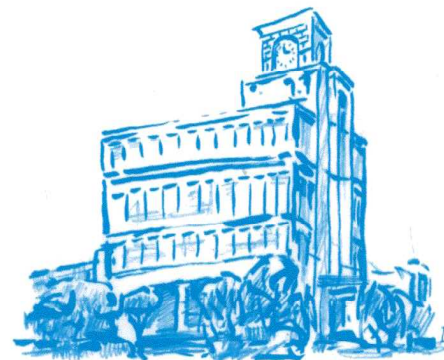
平成31年(2019年)1月4日号 (No.195)

## アクティブ・ラーニングを考える

伊丹市立総合教育センター  
所長 太田 洋子

皆様、新年あけましておめでとうございます。  
総合教育センターはこの地に移転してから、今年  
で25周年を迎えます。これからも、教員の研修の  
場として、さらなる充実を図ってまいりますので、  
よろしく願いいたします。

さて、小学校においては今年度から「道徳科」  
がスタートするとともに、英語の教科化に向けた  
移行措置がスタートしました。また、次期学習指  
導要領に向けた校内研究がどの学校でも行われて  
ます。若手教員が増加した学校現場で、ミドルリ  
ーダーである研究主任が中心となり校内研究を進めていくことは重要です。一つの  
教材を真ん中において、先生方が熟議を重ねてこそ、個人の力量だけでなく、学校  
全体の授業力・指導力の向上が図られます。ただ、今年の公開授業を参観させてい  
ただいて、気になる点もいくつかありました。



次期学習指導要領では「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い  
学びの実現（アクティブ・ラーニング）」が言われており、各学校でもそれを意識  
した研究テーマが設定されていると思います。ただ、授業を見たときにこの「対話  
的で深い学び」について、疑問を持つ場面が何回かありました。

先生の説明の後、課題が与えられ、4人から6人のグループで、「記録・司会・  
発表・盛り上げ役」等の役割が与えられ、話し合う場面が設定されています。そし  
て、授業の終わりに、発表役の子どもが発表するというパターン化した授業形態で  
す。問題は話し合いの場面です。一部の子どもたちは参加していますが、ホワイト  
ボードを真ん中に、子どもの体がどんどん離れていくのです。「これが本当に主体  
的で対話的？」と不安になっていたときに、瑞穂小学校のベテランの教員の国語の  
授業に出会いました。教材は「ごんぎつね」です。その先生の書かれた指導案にこ  
んな一節がありました。「『ごんぎつね』を読み合うにあたり、これまでの文学的文章  
の読みと同様、児童相互の思いのからみ合いを大切にすることに変わりない。他  
者と対話し、テキストと対話し、そして自分自身とも対話する。これまでの学習を  
活かし、三つの大きな活動の軸を持つ。」

この日の授業では、まなボードに挟み込まれた教材を真ん中に、グループ全員が  
頭をつきあわせてしっかり考えている子どもたちの姿がありました。

京都大学准教授の石井英真先生は、「主体的・対話的で深い学びは、自己（主体  
的）、他者（対話的）、対象世界（教材を介した深い学び）が同列なのに、そうな  
ってないのではないか。授業は教材を介した子ども同士、教師と子どもの対話であり、  
教材をしっかり追求することで結果としてアクティブになるのが、真のアクティブ  
・ラーニングである。」と常に述べられています。授業の手順に陥るのではなく、  
教材との対話に時間をかけ、「真の学び」にしていくことが求められているのです。

# アクティブ・ラーニングの実現に向けた授業改善のための7項目

～学習指導要領総則をしっかりと読みこんでみよう～

主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善に日々取り組まれていることとは思いますが、「とにかく授業にグループ活動を取り入れなくては！」そんな、授業展開の型だけを考へて、授業をしていませんか？

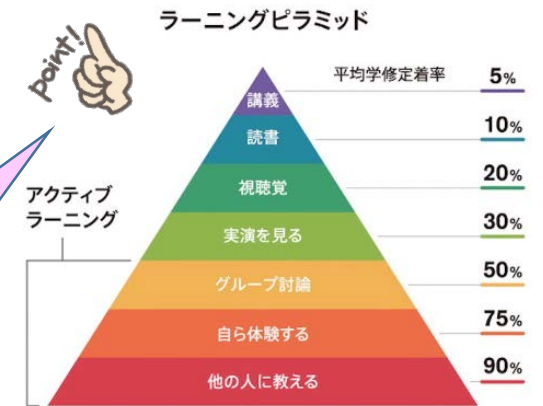
アクティブ・ラーニングのねらいをきちんと捉えず型だけで取り組めば、かえって子どもたちの学習を混乱させかねません。

今月号では、新学習指導要領総則第3「主体的・対話的で深い学びの実現にむけた授業改善」において示されている7項目についてよく見てみましょう。



## ラーニングピラミッド

「平均学習定着率」を示す図。能動的に取り組むほど、学習の定着化が図れるとされています。



出典: The Learning Pyramid. アメリカ National Training Laboratories

## 項目1 育成する資質・能力を明確にした授業改善を行う

①知識及び技能の習得②思考力・判断力・表現力等の育成③学びに向かう力・人間性等の涵養が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に各教科等で身につけた、知識及び技能を活用したり、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(見方・考え方)が鍛えられていく事に留意し、児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

## 項目2 国語科を要とした言語能力の育成を図る

各学校において、必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること。あわせて、項目7に示すとおり読書活動を充実すること。

## 項目3 情報活用能力の育成を図る

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。



【小学校では加えて】

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。  
ア 児童がコンピュータで文字を入力するなど学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動  
イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

## 項目4 めあてと振り返りを行う

児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫すること。

## 項目5 各教科の特質に応じた体験活動を重視する

児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

## 項目6 自主的な学習活動を促す

児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習活動が促されるよう工夫すること。

## 項目7 学校図書館を計画的に活用する

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。



重要

学習指導要領総則に示されている、これらの7項目に配慮しながら、主体的・対話的で深い学びの実現にむけた授業改善を行っていきましょう。各学校においては、この部分を全教員が熟知しておくことが大切です。

# 平成30年伊丹市議会（12月定例会）における質問について

平成30年伊丹市議会（12月定例会）における、「今後、増加が予想される外国人市民が共生するために実施される事業等のうち、子どもの教育に係る適応指導員の派遣について」の質問趣旨及び伊丹市教育委員会の答弁を抜粋して紹介します。

## 【質問趣旨】

伊丹市における「適応指導員」配置に係る現状と課題は？



## 【答弁内容抜粋】（学校教育部長答弁）

本市では、「外国人児童生徒等受入事業」を実施しており、日本語指導が必要な子ども達が在籍する学校園に、該当児童生徒等の母語が話せる「適応指導員」の派遣を行っております。本事業は、国籍を問わず、幼稚園児から高校生までを対象としており、今年度は11月末までに、**該当の児童生徒等、42名を対象に、9言語、のべ14人の「適応指導員」を派遣**しました。

「適応指導員」の主な業務内容としましては、来日間もない時期の子ども達が、友だちや教師との**コミュニケーションを行うためのサポート、学力保障や進路保障を行うための授業中の通訳**や、別室での**日本語学習の支援**等です。

また、保護者の日本語理解が不十分な場合は、教師と保護者の連絡が難しいこともあります。その場合には、学校から配布される書類の翻訳や、参観日や懇談会、宿泊行事や進路に関わる説明会等における通訳を行うなど、**保護者支援**についても大きな役割を果たしております。

派遣回数については、来日してからの期間を1つの基準としておりますが、来日した時の年齢や生活環境等により、子ども達の日本語理解の状況はさまざまです。そのため、定期的に学校園や「適応指導員」に聞きとりを行い、子ども達の状況を把握するとともに、**学校園に在籍している該当の子ども達の人数や、個々のニーズ等に応じて、可能な範囲で柔軟に対応**しております。

また、県にも、来日後1年未満の児童生徒を支援する「子ども多文化共生サポーター派遣」の制度があります。特に、**子ども達が不安を感じやすい来日後の1年間は、県と市の双方の制度を活用し、子ども達や保護者への十分な支援ができるよう、努めている**ところです。

課題としましては、現在のような個々のニーズに応じた支援を継続するための指導員の確保が挙げられます。近年、本市に編入してくる子ども達の母語が多様化する傾向があります。子どもが来日した時点で、該当言語が話せる「適応指導員」の登録がない場合は、兵庫県の「子ども多文化共生センター」と連携し、調整を図り、本市において、該当言語の適応指導員をしていただく方を紹介していただくなどして、人材の確保に努めているところです。

今後も、**子ども達がより早く日本の学校に適応し、楽しく学校生活を送れるよう支援体制の構築**に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

発行 伊丹市立総合教育センター

月～金 9:00～21:00 所在地 〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番 TEL 072-780-2480 FAX 072-780-2482  
土 9:00～17:00

休館日 日曜・祝日、年末・年始 総合教育センターHP <http://www.itami.ed.jp/>